

令和5年7月11日
防災くらし安心部

報道機関各位

高齢者交通死亡事故警報の発令について

令和5年7月4日（火）から7月11日（火）までの8日間に、高齢者が関係する交通死亡事故が3件発生しました。このため、本日付けで全県に「**高齢者交通死亡事故警報**（発令者：防災くらし安心部長、発令期間：7月11日（火）から7月17日（月）までの7日間）」を発令しました。

本警報の発令基準は、高齢者が関係する交通死亡事故が10日間で3件以上となったときとしており、今年初めての発令となります。（平成31年2月1日（1月21日の再延長発令以来））

今年の交通事故による犠牲者は、19人（前年同期比8人増）で、そのうち65歳以上の高齢被害者が9人（前年同期比1人増）と約5割を占め、高齢ドライバーの事故による犠牲者は7人（前年同期比3人増）と約4割を占める事態となっております。

つきましては、県民の皆様に対し、下記事項をはじめ交通安全について注意を呼びかけて下さいますよう御協力をお願いいたします。

なお、上記期間中に、県内において発生した高齢者が関係する交通死亡事故の概要は、別表のとおりです。

記

- 1 運転するときは、前をよく見て運転に集中しましょう。
- 2 交差点を通過する際は左右の安全確認をしっかりと行いましょう。
- 3 夕暮れ時からの外出は、目立つ明るい色の衣服と夜光反射材を着用しましょう。

担当：山形県防災くらし安心部
消費生活・地域安全課
課長補佐 加藤 裕一
TEL 023-630-2682

報道監：次長（兼）危機管理広報監 柴崎 渉